投票区域一覧（続き）

(9)青少年センター　高瀬町1・2・3・4・5丁目、松下町
(10)寺方小学校　東光町3丁目、寺方元町1・2丁目、寺方本通1丁目（7番を除く）、寺方本通2丁目（1・2番）
(11)第二中学校　寺方元町3・4丁目、寺方錦通1丁目（1・2番）、南寺方北通1・2丁目、南寺方中通1・2・3丁目
(12)南小学校　南寺方南通1・2・3丁目
(13)春日小学校　梅園町（1～7番）、大枝西町、春日町、小春町、土居町
(14)春日・寺内集会所　河原町、寺内町1・2丁目
(15)とうこう幼稚園　大枝南町、大枝北町、大枝東町、東光町1・2丁目
(16)西橋波会館　西郷通1丁目（1～3・9番）、橋波西之町1・2・3丁目
(17)東橋波会館　橋波東之町1・2・3・4丁目
(18)橋波小学校　大宮通1・2丁目、菊水通1・2丁目（17～20番を除く）、西郷通1丁目（1～3・9番を除く）・2丁目
(19)第四中学校　大宮通3・4丁目(14～16番を除く)、菊水通3丁目（8～17番を除く）、西郷通3・4丁目
(20)錦小学校　寺方本通1丁目（7番）、2丁目（1～10番を除く）、寺方錦通1丁目（1・2番を除く）・2・3・4丁目、南寺方東通1・2・3・4・5・6丁目
(21)八雲南会館　八雲西町2丁目（1～5番）、八雲中町1丁目、八雲東町1丁目（21・22番を除く）
(22)八雲東公民館　八雲東町1丁目（21・22番）・2丁目
(23)南十番連合会館　八雲西町1・2丁目（6～29番）、八雲中町2丁目（1～6番）
(24)八雲中学校　八雲西町3丁目、八雲北町1・2丁目
(25)北部公民館　大庭町1・2丁目、八雲西町4丁目、八雲中町2丁目（7～14番）・3丁目、八雲北町3丁目、淀江町
(26)にわくぼ幼稚園　佐太西町1丁目、佐太中町1・2丁目（1～3・20～32番）、佐太中町3丁目（1・4～11番）、大日町1・2・3・4丁目
(27)庭窪中学校　佐太中町2丁目（4～19・33・34番）・3丁目（2・3・12～17番）・4丁目
(28)佐太小学校　佐太西町2丁目、佐太中町5・6・7丁目
(29)金田小学校　金田町2・3・4・5・6丁目、佐太東町2丁目
(30)梶小学校　梶町4丁目（9～22・28・30～36・47～63番を除く）、金田町1丁目、佐太東町1丁目
(31)梶中学校　梶町1・2・3丁目（20～37番を除く）・梶町4丁目（28番）、大日東町
(32)旧藤田中学校　大久保町1・3丁目
(33)東公民館　大久保町2丁目（18～28番）・4・5丁目
(34)大久保小学校　大久保町2丁目(18～28番を除く)、藤田町2・4丁目
(35)藤和会館　藤田町3・5丁目
(36)大阪国際大和田幼稚園　藤田町6丁目、東町1・2丁目
(37)下島小学校　下島町、外島町（6・7番）
(38)錦公民館　大宮通4丁目（14～16番）、菊水通2丁目（17～20番）・菊水通3丁目（8～17番）・4丁目、東郷通1・2・3丁目、寺方本通2丁目（3～10番）・3・4丁目
(39)藤田小学校　梶町3丁目（20～37番）・4丁目（9～22・30～36・47～63番）、藤田町1丁目

（平成23年11月現在）

秋季火災予防運動
11月9日(水)～15日(火)
～消したはず　決めつけないで　もう一度～

秋季火災予防運動に伴い、消防署では次の事業を行い火災予防を訴えます。

○消防職員による各家庭への住宅防火診断
○不特定多数の人が出入りする場所の立入検査の実施
○消防車による巡回広報
○駅周辺において防火キャンペーンの実施

また、この運動を機に、あなたの身の回りの防火についてチェックしていただき、火災防止にご協力をお願いします。

チェックポイント

①家のまわりに燃えやすいものを置かない
②寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
③天ぷらを揚げるときは、その場を離れない
④子どもが手の届くところにマッチやライターを置かない
⑤電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない

守口消防署では、自治会や事業所などの消防訓練の指導や消防相談を随時行っています。

問合先　守口消防署（☎6993・0119）、守口市門真市消防組合消防本部予防課（☎6906・1302）

上級救命講習

成人に加え子ども・乳児への心肺蘇生法、AEDの取り扱いおよび止血法など

とき　12月11日(日)午前9時30分～午後4時30分
ところ　守口市門真市消防組合消防本部（門真市殿島町7－1）
申込方法　11月7日(月)～12月2日(金)午前9時～午後9時に、守口消防署または守口市門真市消防組合消防本部へ直接申し込み
※電話での申し込みは不可
定員　50人（申込順）
費用　500円（テキスト代など）
問合先　守口消防署（☎6993・0119）、守口市門真市消防組合消防本部警備課（☎6906・1305）

暖房器具の安全な取り扱い
～灯油の正しい扱い方～

これから寒くなり、暖房器具を使用する機会が多くなります。次の点を守り、火災を発生させないように注意しましょう。

①ストーブの近くに紙や衣類などの燃えやすいものを置かない
②ストーブの近くでヘアースプレーなど引火の危険があるものを使用しない
③カーテンなどがストーブに接触しないように、離して使用する
④ストーブの上で洗濯物を干さない

灯油などの燃料

①灯油などの燃料は、専用の容器を使用し、必ず栓をしっかり締めて保管する
②保管場所は、火気を使う場所から遠ざけ、容器が転倒したり破損しないようにする

今一度、暖房器具などの取扱説明書に目を通しておき、正しく取り扱いましょう。

問合先　守口消防署（☎6993・0119）

11月9日(水)は119番の日

本消防本部における平成22年中の119番など受信件数は3万482件で、1日平均83・5件の火災・救急などの通報がありました。

みなさんの安心・安全を早期に確保するため「自動出場指令システム等」を駆使して、災害発生時に直近で最適な消防隊・救急隊などを編成し出場させるなど、迅速かつ効率的な消防・救急活動を行っています。

身近で火災や救急事故などが発生した場合、次のことに留意して119番通報をするとともに、事業所・自治会で行われる消防訓練に参加して通報・避難・初期消火の要領を覚え、防災意識の向上に努めて下さい。

また、慌てないように電話の近くには「住所・目標物など」を記載したメモを貼っておくようにしましょう。

119番する時

①「火災」か「救急」かをはっきりという
②火災・救急などの発生場所の住所、目標物をいう
③「火災」は何が燃えているか、「救急」はけがなどの状態をいう
④通報者の氏名・電話番号を必ずいう

携帯電話で119番する時

①屋外などで住所が不明の時は、近くの住居表示などを見る
②通話中に切れた時は、再度「119番通報」をする
③消防車・救急車が到着するまではその場所を離れない

問合先　守口市門真市消防組合消防本部（☎6906・1122）

いざという時のために、電話の近くにはメモを貼っておきましょう

保管中の放置自転車をお引き取り下さい

自転車の撤去は、土・日曜、祝日も実施しています。放置はやめましょう。

保管期間　移送の告示日から1か月
処分日　11月25日(金)（9月撤去分）
心当たりのある人は、早急に放置自転車大日保管所（☎6902・2340）へお越し下さい。
返還時間　毎日午前10時～午後7時

返還を受けるには、住所、氏名が確認できるもの、鍵、移送保管料（自転車2,500円、原動機付自転車4,000円）が必要です。

ただし、移送日の前日までに警察署に盗難届が提出されているときは、免除の対象になります。

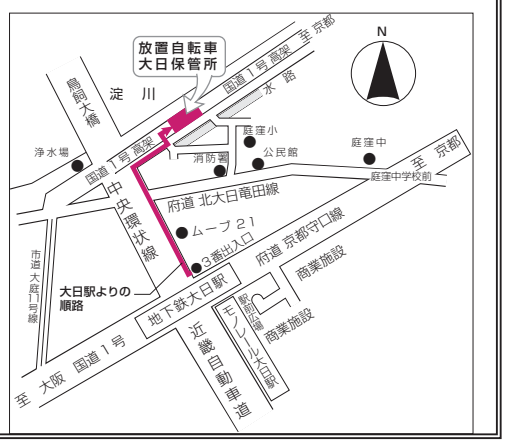

貯水槽水道は適正な管理が大切

貯水槽水道とは、ビル・マンションなどの中高層建築物に給水する際に、水道水をいったん受水槽や高置水槽に貯めて、居住者などに供給する方式で、所有者・設置者が適正に管理することになっています。定期的に清掃をしていないなど不十分な管理では、きれいな水も汚れてしまいます。

貯水槽水道の所有者・設置者は、定期的な清掃・水質検査・設備点検を行い、水槽を常に清潔に保って下さい。

相談・問合先　水道局お客さまセンター（☎6991・6771）、守口保健所（☎6993・3131）